

生態系全体への影響を考慮した対策に関する意見

(生物多様性部会専門部会 加茂将史 委員、生活環境部会 谷幸則 委員)

- ・ 藤島発生土置き場からの浸出水を大井川へ放流する際の管理基準値について、県盛土環境条例の水質基準が適用されることを確認した。
- ・ 浸出水の処理に当たっては、過添加による薬剤の流出を避けるため、必要最小限の薬剤で処理するように心がけていただきたい。
- ・ 藤島発生土置き場からの浸出水は、河川流量と比べ水量が著しく少なく、生態系への影響はほとんどないと考えられるものの、人の健康影響を考慮した県盛土環境条例の基準と生物への影響の関係性は明確ではないことから、モニタリングにより影響を捉えて、対策を講じることが重要である。

(生物多様性部会専門部会 竹門康弘 委員)

- ・ J R 東海のモニタリング計画の方針は、工事前、工事中、工事完了後に亘る魚類及び底生動物の生息状況調査に加え、周辺植生などの生育環境調査の実施も示しており、調査対象が多角的に設定されていることから妥当である。
- ・ 調査の時期、箇所等の詳細なモニタリング計画を検討する際には、専門家の意見も踏まえ行っていただきたい。
- ・ また、専門部会資料でも示してあるとおり、発生土置き場の浸出水が流出する場所における新たな生息環境の創出には、浸出水の水質影響の「バイオアッセイ」と湧水生態系の創出による「環境影響に対する代償」という二つの意味合いがあることを理解した上で、工事着手後の現地の状況を踏まえ、適切に検討していただきたい。
- ・ 新たな生息環境の創出に当たっては、例えば、沈砂池間の窪みを地下水面まで掘削して生息環境を造成する方法も考えられるため、検討の際には専門家にも相談いただきたい。

(生物多様性部会専門部会 増澤武弘 委員)

- ・ 藤島発生土置き場における盛土法面の緑化については、主に南アルプスの現地表土を活用した在来の草本類による早期の緑化とともに、モニタリングを行い、さらに工事完了後も生育不良が確認された場合には、肥料の追加など生育環境の整備を行う計画であることから、対策としては十分である。
- ・ 藤島発生土置き場の周辺で確保できる表土の量には限りがあるため、藤島で表土が不足する場合に、他所から採取した客土の活用も検討することは妥当である。
- ・ また、緑化にあたっては、植物生態学などの専門家の意見や造園業などの実務知見も不可欠なため、「専門家や業者等と相談のうえで現地の表土以外の客土等も使用する」としていることも妥当である。
- ・ 草本類で緑化しても、自然侵入する木本類が生長するため、遮水シートへの影響が生じないように定期的に盛土の状況を確認し、木本の伐採を行うなど、適切に維持管理を行う必要がある。